

# 重要項目説明書

(予防訪問看護・訪問看護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

株式会社 そら

事業所： 訪問看護ステーション そら

訪問看護重要事項説明書 <令和7年2月1日 現在>

あなた(又はご家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明致します。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 そら
代表者氏名	遠藤 大河
本社所在地	京都市西京区桂乾町 29-2 ハイムチャート1階
法人設立年月日	平成29年8月21日

2 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

1. 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション そら
介護保険事業所番号	2664090160
事業所所在地	京都市西京区桂乾町 29-2 ハイムチャート1階
電話番号	075-925-7513
FAX番号	075-925-7514
相談担当者名	塩見 琢
サービス提供地域	京都市右京区(京北地域を除く)・西京区・南区・長岡京市・向日市

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者様に対して、その主治の医師(以後、主治医と称す)から交付された文面による指示及び訪問看護計画に基づき看護サービスを提供し利用者様の心身機能の維持回復を行い、可能な限り居宅での生活を確保することを目的と致します。
運営の方針	24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供致します。可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し療養生活を支援、心身機能の維持回復を図るものと致します。 事業の実施にあたり、教育指導に努め、利用者様の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所営業日(サービス提供日)及び営業時間

営業日(営業時間)	月曜日～日曜日 (9:00～18:00)
-----------	----------------------

4. 事業所の職員体制

管理者	塩見 琢	正看護師
-----	------	------

	資格	
看護師	正看護師	2.5名以上
理学療法士	理学療法士	1名以上

職種	職務内容	人員数
管理者	(1)主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 (2)訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常勤1名 (看護師兼務)

看護職員	(1) 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医と密接な連携を図ります。 (2) 主治医の指示に基づき訪問看護計画の作成を行い、利用者様への説明の上同意を得ます。実施状況の把握・計画の変更を行います。 (3) 病状、心身の状況及び生活環境の的確な把握に努め、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 (4) 必要に応じて、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤1名以上 非常勤1名以上
理学療法士	(1) 訪問看護計画に基づき、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員に代わり訪問します。	常勤1名以上 非常勤1名以上

## 5 提供するサービス内容及び費用について

### 1. 提供するサービスの内容について

訪問看護計画の作成	主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。(具体的な訪問看護の内容) (1) 病状観察、日常生活動作の観察、療養生活や介護方法の指導 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の指導 (3) 褥瘡の予防・処置 (4) リハビリテーション (5) ターミナルケア・認知症利用者の看護 (6) カテーテル等の管理等、その他医師の指示による医療処置 (7) 緊急時の対応

### 2. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭・物品・飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食
- (5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為

### 3. 提供するサービスの利用料・利用者負担額(介護保険・医療保険)について

#### (1) 各保険適応利用者負担額

別紙料金表をご参照ください。利用料は介護保険法に定める額をご負担となります。

- ①(利用料について、事業者が保険代理受領を行わない場合)上記の係わる利用料は、全額を一旦お支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行って下さい。
- ②利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して14日間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず金額の支払いがない時、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、金額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- ③利用者が、事業者に対し前項の一時停止の意思表示をした後、14日間経過しても全額に支払いが

ない時、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

④滞納分の支払いについては、滞納開始時分より支払うことと致します。

## (2) その他の利用料

交通費は、ご利用者様の居宅が当該事務所の実施地域以外にある時は、通常の実施地域を超えたところから公共交通機関を利用した実費、自動車を利用した場合は片道 10 km未満 500 円、片道 10 km以上 750 円を頂きます。

6 時～9 時まで、18 時～22 時までの時間は基本料金に 25%増しの料金となります。また、22 時～5 時までの時間は基本料金に 50%増しの料金となります。

エンゼルケアは 20000 円の別途料金となります。

キャンセル料につきましては、訪問日前日までに事務所へ連絡された場合、キャンセル料は請求致しません。ただし、当日のキャンセル(自己の都合)は、キャンセル料(全額)が発生致します。

\*主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

## 6 利用料・利用者負担額(各種健康保険適用時)その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料・利用者負担額、その他の費用の請求方法等	サービス利用料及びその他の費用は月の 1 日から月末までを計算期間として、翌月に請求いたします。
利用料・利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	原則引落しでお願いしています。 お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しします。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1)各種保険証(特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者票・自立支援医療受給者証・被爆者手帳など)に記載された内容を確認させていただきます。
- (2)主治医の指示に基づき、利用者又は家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。内容については、利用者及び家族に説明致します。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更致します。
- (3)訪問看護職員は常に身分証を携帯し、求められた時には、いつでも身分証を提示します。

## 8 身体拘束等の原則禁止について

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為(以下「身体拘束等」と称す。)を行わない。事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載いたします。

## 9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。防止に関する責任者を選定しています。
- (2)虐待の防止のための指針を整備します。
- (3)看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

サービス提供中に当事業所職員・ご家族・ご親族・成年後見人等による虐待を受けたと思われる利

用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

#### 1 0 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

#### 1 1 事故発生時の対応方法について

指定訪問看護提供により事故が生じた場合、市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者に過失等がないと認められる場合はこの限りではありません。

保険会社名(保険名)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (あんしん総合保険制度)
------------	---------------------------------

#### 1 2 災害発生時における対応方法について

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

#### 1 3 感染症対策について

- (1)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス(感染性胃腸炎・食中毒)等の感染症がまん延している時期やまん延が予想される時期には、利用者又は家族に丁寧な手洗いや手指消毒、検温、マスクの着用等をお願いいたします。
- (2)利用者又は家族等が感染症に感染された場合あるいはその疑いがある場合には、ガウンを着用又は訪問の中止・日程の再調整等の予防措置を取らせていただきます。
- (3)事業所において感染症や食中毒の発生を防止するための措置や発生した場合の事後の措置について、所管の行政機関や医療機関と密接に連携し必要に応じて関係する情報を公表します。

#### 1 4 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)事業者(従業者を含む)は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2)業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3)得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとしします。

#### 1 5 記録の保管について

提供した具体的なサービスの内容等を記録し、利用者又は家族等からの申し出があった場合には適切な方法によりその情報を提供します。記録は、利用が完結した日から5年間事業所で保管します。

#### 1 7 実習生の受け入れについて

当事業所は、資格取得のための実習受け入れ事業所として教育機関等に協力をしています。高齢者福祉に関する教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

18 サービス内容に関する苦情相談窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション そら 管理者：塩見 琢	所在地：京都市西京区桂乾町 29-2 ハイムチャート 1階 電話番号：075-925-7513 受付時間：月曜日～日曜日 9：00～18：00	
サービス地域の福祉センター（福祉事務所）窓口		
【市町村（保険者）の窓口】	代表電話番号	直通電話番号
〈京都市右京区役所〉	075-861-1101	075-861-1416
〈京都市西京区役所〉	075-381-7121	075-381-7638
〈京都市西京区洛西支所〉	075-332-8111	075-332-9274
〈京都市南区役所〉	075-681-3111	075-681-3296
〈長岡京市役所〉	075-955-9713	
〈向日市区役所〉 健康福祉部 高齢介護課	075-931-1111	
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090	

上記内容について「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	京都市西京区桂乾町 29-2 ハイムチャート 1階
	法人名	株式会社 そら
	事業所名	訪問看護ステーション そら
	管理者氏名	塩見 琢

この重要項目説明書の説明年月日	年 月 日
説明者	(担当)

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領し交付しました。また、私と私の家族の個人情報サービスをサービス担当者会議等、必要最小限の範囲において利用することに同意します。

利用者本人	住所	
	氏名	
利用者家族	住所	
	氏名	( 続柄： )
(署名・法定) 代理人	住所	
	氏名	( 利用者との関係： )